

件 名	堺市就学支援委員会規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市就学支援委員会（以下「委員会」という。）では、支援学級入級・支援学校入学を希望する幼児・児童の障害の状況を把握し、本人・保護者の意向を最大限尊重し、障害のある子どもの就学に関する専門的知識（教育学、医学、心理学等）を有する委員による審議が行われている。障害のある幼児及び児童の就学先について、調査、研究及び審議をより充実させるため、委員会の委員構成に、支援学校見学・体験入学等を担当する支援学校の特別支援教育コーディネーターを加えることとし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 委員の構成について、支援学校特別支援教育コーディネーターを委員会に加えるため所要の規則の一部改正を行うもの。 2 施行期日 令和3年7月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

議案第21号

堺市就学支援委員会規則の一部改正について

堺市就学支援委員会規則について、次のとおり一部改正する。

令和3年6月17日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

堺市就学支援委員会規則（平成25年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 教育委員会の所管に属する特別支援学校の教諭で、特別支援教育コーディネーターを担当する者

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

堺市就学支援委員会規則（平成25年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（委員の構成）</p> <p>第2条 条例第3条第2項に規定する委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。</p> <p>(1) 障害児に関する専門的知識を有する医師</p> <p>(2) 特別支援教育に関し優れた識見を有する者</p> <p>(3) 本市の区域内に存する特別支援学校の校長（第5号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 市立児童発達支援センターの長</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する小学校、中学校又は特別支援学校の校長</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する小学校又は中学校の教諭で、特別支援学級を担任する者</p>	<p>（委員の構成）</p> <p>第2条 条例第3条第2項に規定する委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。</p> <p>(1) 障害児に関する専門的知識を有する医師</p> <p>(2) 特別支援教育に関し優れた識見を有する者</p> <p>(3) 本市の区域内に存する特別支援学校の校長（第5号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 市立児童発達支援センターの長</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する小学校、中学校又は特別支援学校の校長</p> <p>(6) 教育委員会の所管に属する小学校又は中学校の教諭で、特別支援学級を担任する者</p> <p><u>(7) 教育委員会の所管に属する特別支援学校の教諭で、特別支援教育コーディネーターを担当する者</u></p>